

墨田区特別区税条例及び墨田区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例  
(案) 新旧対照表

第1条による改正(墨田区特別区税条例(昭和39年墨田区条例第43号))

改 正 案	現 行
<p>(公示送達)</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)</u>を<u>地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)</u>第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、<u>公示事項が記載された書面を墨田区公告式条例(昭和25年墨田区条例第5号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>	<p>[同左]</p> <p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>墨田区公告式条例(昭和25年墨田区条例第5号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。</u></p>
<p>(区民税の申告)</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金</p>	<p>[同左]</p> <p>第23条 第9条第1号に掲げる者は、3月15日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金</p>

額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第10条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 [略]

額が900万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第24条の2第1項第3号及び第24条の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第20条の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第10条第2項に規定する者(地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～8 [略]

第2条による改正(墨田区後期高齢者医療に関する条例(平成20年墨田区条例第14号))

改 正 案	現 行
<p>(公示送達) 第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項</u>(同条第2項に規定する公示事項を</p>	<p>[同左] 第6条 法第112条の規定において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定による公示送達は、<u>墨田区公告式条例</u>(昭和25年墨田区条例第</p>

いう。以下この条において同じ。）を地方  
税法施行規則（昭和29年総理府令第23  
号）第1条の8第1項に規定する方法によ  
り不特定多数の者が閲覧することができる  
状態に置く措置をとるとともに、公示事項  
が記載された書面を墨田区公告式条例（昭  
和25年墨田区条例第5号）第2条第2項  
に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項  
を区の事務所に設置した電子計算機の映像  
面に表示したものの閲覧をすることができる  
状態に置く措置をとることによってする  
ものとする。

5号）第2条第2項に規定する掲示場に掲  
示して行うものとする。

#### 付 則

- 1 この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の墨田区特別区税条例第6条の規定及び第2条の規定による改正後の墨田区後期高齢者医療に関する条例第6条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。